

(議会活動サイクル)

議会は、行政の施策及び事務事業について、行政のマネジメントサイクルに応じて、適切な監視及び評価を行うとともに、その評価結果を次の予算に活かしていく議会活動サイクルの確立に努めるものとする。

(市長との関係)

第 15 条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

(仮) 政策研究会

〇〇条 議会は、市政の重要な政策や課題について共通認識と合意形成を図り、政策立案及び政策提言を行うため、(仮) 政策研究会を開催する。 (副議長を主管に常設。)

*市長から提出される議案等を審議するだけでなく、市政に関する重要な政策・課題について、議会としての共通認識を図るために、議会が主体的に討議の機会を設ける。

議会基本条例条文案

1. 議会は、一般質問を終えた後、議員間議論を行う場を設けなければならない。
 - ・前項の議員間議論にて議会として必要と認めた事項について、議会は行政側にその旨を示さなければならない。
 - ・前項に定める議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
2. 議会は行政に対し、毎月、予算や業務の施行状況等を報告・説明を求める場を設ける。
 - ・議会は前項の場において受けた報告・説明を元に議員間議論を行い、行政側に意見を示さなければならない。
 - ・前項に定める報告・説明を求める場及び議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
3. 議会は、議会活動について市民への説明や意見公聴の為に議会報告会・意見公聴会を開催しなければならない。
 - ・前項に定める議会報告会・意見公聴会の実施に際して必要な事項は、別に定める。
4. 委員長は陳情・請願にて提出者が希望する場合は意見陳述の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見陳述の実施に際して必要な事項は、別に定める。
5. 議長は市民が希望する場合は本会議場にて意見を表明する為の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見表明の実施に際して必要な事項は、別に定める。
6. 議会はすべての会議を原則として公開しなければならない。
 - ・議会は公開の会議を全てインターネットで中継を行うなど、広く市民がその内容を知る事ができる様にしなければならない。
 - ・やむを得ぬ事情があつて非公開とする場合、議長はその会議の出席者にその旨をはかり、定数の過半数以上の賛成を得なければならない。(結果として非公開とする場合でも、その賛否を問う場面は公開とする。)